

騒音、振動に係る特定施設一覧表

特定施設名		騒音関係		振動関係				
		山形県生活環境の保全等に関する条例	騒音規制法	山形県生活環境の保全等に関する条例	振動規制法			
金属加工機械	圧延機械	合計2.2kW以上22.5kW未満	合計22.5kW以上	すべて(矯正プレスを除く)	すべて(矯正プレスを除く)			
	製管機械	—	すべて					
	ハソデイシグマソ(ロール式)	2.2kW以上3.7kW以下	3.75kW以上					
	液圧プレス	矯正プレス2.2kW以上	すべて(矯正プレスを除く)					
	機械プレス	呼び加圧能力294kN未満	呼び加圧能力294kN以上					
	せん断機	2.2kW以上3.7kW以下	3.75kW以上					
	鍛造機	—	すべて					
	ワイヤーフォーミングマシン	—	すべて					
	プラスト(タソープラスト以外)	密閉式2.2kW以上	密閉式以外					
	タンブラー	—	すべて					
	自動旋盤	2.2kW以上	すべて					
	平削盤							
圧縮機等	フライス盤							
	研磨機							
	高速切断機	といしを用いるもの以外2.2kW以上	といしを用いるもの	7.5kW以上	7.5kW以上			
	切断機	—	といしを用いるもの					
	ニューマチックハサマー	2.2kW以上	—					
土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい、分級機	圧縮機	空気圧縮機 2.2kW以上7.5kW未満	空気圧縮機 7.5kW以上					
	送風機	2.2kW以上7.5kW未満	7.5kW以上					
	クリンクリーク	2.2kW以上	—					
織機		—	原動機を使用するもの	原動機を使用するもの				
紡維機械	打綿機	2.2kW以上	すべて					
	混打綿機							
	自動回転かせ染機							
	工業用ミシン	原動機使用3台以上	—					
	燃糸機	原動機を使用するもの	すべて					
	自動編物機械							
建設機械	コンクリートブランケット(気ほうブランケットを除く)	混練容量0.45m ³ 未満	混練容量0.45m ³ 以上	2.2kW以上2.95kW未満	合計2.95kW以上			
	コンクリートブロック製造機械	2.2kW以上	すべて					
	コンクリート管・柱製造機械		2.2kW以上10kW未満	合計10kW以上				
	アスファルトブランケット	混練重量200kg未満	混練重量200kg以上	—	—			
木材加工機械	ドラムバー	2.2kW以上	すべて	2.25kW以上	すべて			
	チッパー		—		2.2kW以上			
	碎木機		すべて		—			
	帯のこ盤	2.2kW以上15kW未満	15kW以上	2.25kW以上	2.25kW以上			
	丸のこ盤	—	2.25kW以上					
	かんな盤	—	2.25kW以上					
紙工機械	抄紙機	—	すべて	30kW以上				
	コルゲートマシン	2.2kW以上	すべて					
	ステッチャー							
	ローラリースリッター							
	ホルダーグルア							
印刷機械		—	原動機を使用するもの	—	2.2kW以上			
ゴム練用または合成樹脂用ロール機		—	—	加熱ロール機以外 30kW以上				
合成樹脂用射出成形機		—	すべて	—	すべて			
鋳造機械	鋳型造型機	ジヨルト式以外2.2kW以上	ジヨルト式	—	ジヨルト式			
	ダイカスト機	2.2kW以上	—		—			
石材機械	石材引割機	2.2kW以上	すべて	—	—			
	研磨機							
缶洗浄機		2.2kW以上	—	—	—			
起重機械	クレーン	2.2kW以上	—	—	—			
	ホイスト							
穀物用製粉機		ロール式2.2kW以上7.5kW未満	ロール式7.5kW以上	—	—			

※ 表中kW表示のものは原動機の出力(1馬力は0.746kWに相当)